

予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

予算規則の一部を改正する規則

予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(旧規則の廃止)</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>(令和4年度以降の予算の編成の特例)</u></p> <p>5 <u>令和4年度以降の予算の編成に係る第4条及び第5条の規定の適用については、当分の間、第4条中「前年度の10月20日までに部局長」とあるのは「部局長」と、第5条第1項中「第1号から第3号までの書類については前年度の11月25日までに、第4号の書類については前年度の11月5日までに、」とあるのは「指定された日までに」と、同条第2項中「前年度の11月25日」とあり、及び同条第3項中「前年度の11月20日」とあるのは「指定された日」とする。</u></p> <p><u>(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)</u></p> <p>6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。